

保護者の皆様

## PTA賠償責任保険（生徒賠償付帯）について

立川市立立川第七中学校  
校長 渡辺 政彦

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より、本校の教育活動に対して温かいご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、学年会計をとおして保護者の皆様が現在加入している保険についての内容は、下記のとおりとなっております。ご確認よろしくお願いいたします。

### 記

#### 保険金をお支払いする場合（具体例）

##### 【PTAの賠償責任保険】

- PTA主催のイベントで、案内板が倒れて通行人にケガを負わせた。
- PTAが文化祭でコーヒーを販売するために珈琲店より借りたコーヒーメーカーを誤って壊してしまった。

##### 【生徒の賠償責任保険】

- 生徒が校外学習（職業体験、修学旅行、練習試合等）に出かけた際、誤って商店のガラスを割ってしまった。
- 生徒が始業前、休み時間、放課後（部活中、清掃中を除く）、学校の窓ガラスを誤って割ってしまった。
- 帰宅後、生徒が自転車に乗って友達の家遊びに行く途中、通行人にぶつかりケガをさせた。

#### 保険金をお支払いできない場合（主なもの）

- 被保険者に法律上の賠償責任が発生しない事故。（賠償責任）
- 被保険者の故意による事故、ケンカ、暴行、いじめによる損害。
- 授業、部活動中に生徒が学校（教師）の指導の下に行った行為により発生した損害。（注1）
- 他人から預かったり借りた財物（学校貸与の楽器等）自体の損害（PTAは対象となりますが生徒は対象外）。
- 失火による損害。（賠償責任）
- 被保険者が出した飲食物が原因で食中毒が発生した。（賠償責任）
- 生計を共にする親族に対する賠償責任。（賠償責任）

注1：授業、部活動中であっても、教師の指導に反した（異なる）行為により発生した事故による損害について賠償責任保険の対象となる場合があります。

※上記は過去の事例等により代理店が作成したものです。事故時の状況により事例通りにはならない場合があります。

保険の種類			保険金額
生徒賠償責任	対人・対物 免責金額	1事故	5000万円 0円
	PTAの賠償責任	対人	1名 1事故
免責金額		1事故	1000円
対物		1事故	1000万円
免責金額		1事故	1000円
借用財物賠償 免責金額		期間中 1事故	500万円 5000円
保険料（254円）			

公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部

損害保険代理店 都教弘損害保険部

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険内容のお問い合わせ TEL 0120-88-4204 都教弘損害保険部（平日9:00-17:00）

事故報告受付 TEL 0120-985024 あんしん24受付センター（365日24時間）

※お問い合わせや事故時の受付は、直接上記の番号をお願いいたします。